

北小平尾 シニア会々則

北小平尾 シニア会

第1条 名 称

本会は、北小平尾シニア会と言う。事務所は、北小平尾自治会館内に置く。

第2条 目 的

本会は、会員相互の親睦をはかると共に会員の福祉、健康の為の行事、研修を行い地域活動に寄与することを目的とする。

第3条 会 員

本会々員は、原則として、北小平尾の自治会員とし、本会の目的に賛同し入会登録を行った60歳以上の者とする。(第9条参照)。

第4条 構 成

本会は、北小平尾シニア会々員をもって構成する。

第5条 役員の構成

会長1名、副会長1名、会計1名、書記1名、女性部長1名、班長（各班より1名）
上記の役員の他に監事2名を置く。その他に相談役を置くことができる。
尚、役員は役職、班長を兼務する事ができる。

第6条 役員の選出

- ・会長は総会で選出され承認される。
- ・副会長、会計、書記、女性部長、相談役、監事は役員会で選出され総会で承認を得る。

第9条 会 費

- 1) 本会に入会を希望するものは、一人あたり 1500 円/年を納入しなければならない。
- 2) 会費は、班長が徴収し、会計に納める。
- 3) 途中脱会者には会費の返金はしない。

第10条 運 営

- ・ 本会の運営は、会費、補助金（自治会、市老連）及び寄付金により運営する。
- ・ 上部団体主催の研修会等への参加を指示された会員には、講座毎に手当て（1,000 円）及び交通費（実費）を支給する。
- ・ 寄付金等の要請が発生した場合には、役員会で協議の上決定する。

第11条 会議、決議機関

- 1) 本会の会議は、定期総会、臨時総会、及び役員会とする。
- 2) 定期総会は、毎年1回（4月）開催する。
- 3) 定期総会は、会員の2/3以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。
- 4) 臨時総会は、役員会において、その必要性を認めたとき、又は会員の2/3以上の要請があったときに開催する。
成立の可否は定期総会と同じとする。
- 5) 総会（定期、臨時）は、議長1名、書記1名、議事録署名人2名を出席者の中から選出し、議事を進行する。
- 6) 役員会は、会長、副会長、会計、女性部長、書記、班長、監事、相談役をもって構成し、会の運営について協議する。
- 7) 役員会は、会長が必要に応じて随時開催する。
- 8) 会議は、すべて会長が招集する。
- 9) 本会の最高意思決定機関は総会（定期、臨時）である。

第12条 弔意金

会員が亡くなった時は、香料（3,000 円）をもって哀悼の意を表す。

第13条 活動・会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第14条 補 足

この会則に定めない事項及び会則の施行に関する必要な事項は、役員会で討議し総会の議決を経て決定する。但し、緊急を要する議案については、役員会で決定し総会の同意を得る。

附 則

本会則は、令和2年（2020）4月1日より実施する。

平成14年（2002）3月改定

平成29年（2017）4月一部改正

令和1年（2019）12月一部改正